

第7章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第23条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の基準は、町の人口、面積、財政力及び事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

(議員の報酬)

第24条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬は社会経済情勢、本町の財政状況、類似する他町村の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

解説

第23条では、議員定数は、既存の定数条例で定めていることを規定し、第24条では、議員報酬は、既存の報酬条例で定めていることを規定しています。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、町民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、町民全体の代表者として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

解説

第1項 議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定しています。